

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年12月20日（金） 午前8時55分から午前9時38分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（14人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 1人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 26 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 27 号 農地法第4条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 28 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 5 議案第 29 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 日程第 6 決定第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 6. 農業委員会事務局職員 （ 5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時55分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。

	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１４名）で、定足数に達しておりますので、只今より１２月定例農業委員会を開会します。
会長	審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。
	《異議なしの声》
	それでは、
	議席番号 ７ 番 加藤 丈晴 委員
	議席番号 ９ 番 鈴木 裕美 委員
	を指名しますので宜しくお願いします。
	それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。
	議案第２６号 農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ８件
	議案第２７号 農地法第４条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ １件
	議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ６件
	議案第２９号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・ １件
	決定第 ９ 号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に
	よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ １８件
	専 決 報 告 １. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・ １２件
	２. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・ １件
	３. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・ ２件
	４. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件
	報 告 １. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・ １０件
	２. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２件
会長	それでは、議案第２６号 農地法第３条の規定による許可申請８件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番から８番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、８件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２６号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

浅井委員	申請番号３番の譲渡人について、相続財産管理人と記載があるが、現在は民法が改正され、相続財産清算人という名前になっている。そこは大丈夫でしょうか。
事務局	譲渡人については、裁判所の審判により、令和３年３月２５日に相続財産管理人として選任されております。また、今回の申請については令和６年７月９日の家事審判申立書によるものであり、そこには相続財産管理人と記載があったためこの記載にさせていただきました。
加賀委員	高齢者誓約書についてはどういうものか教えてください。
事務局	高齢者誓約書については、譲受人が高齢の７０歳以上の場合につけてもらうものです。
佐野委員	高齢者誓約書を添付している方の具体的な年齢を教えてください。
事務局	申請番号１番の方は７５歳。申請番号２番の方は８９歳。申請番号３番の方は８２歳になります。
会長	そのほか、宜しいでしょうか。 それでは、議案第２６号 農地法第３条の規定による許可申請８件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
	続きまして、議案第２７号 農地法第４条の規定による許可申請１件 及び議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請６件のうち 議案番号５番 は関連した議案となりますので、初めにこの２件の審議をお願いします。この２件は、総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。
	《関係委員 退席》
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(農地法第４条１番および農地法第５条５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市藤ヶ瀬町東藤８０番地に居住して自己所有及び賃借している田・畑を耕作しています。そのための農業用資材を置いておくスペースや従業員の駐車場が既存農業用資材置場(藤ヶ瀬町東藤６０番)では不足してきました。申請地なら上記住所地从り近く、既存農業用資材置場の隣接地なので利便性が高く、今後の私の農業

会長	経営のために必要かつ最適な土地だと考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、農業用資材置場及び駐車場を設置する計画です。 以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号および農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。
会長	只今、事務局より議案27号 及び議案第28号 議案番号5番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請1件 及び議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請5番 について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	それでは、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請 議案番号1番から4番、6番 について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は太陽光の申請です。計画では192枚のパネル(発電出力:105.60kw)を設置し、総事業費は約1,605万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 (2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、北一色町にて水道などの設備工事業を営んでおります。令和2年に設立して順調に事業が拡大してきております。設立当初はまだ代表取締役のみで事業をこなしていたため、代表取締役の自宅隣地にて駐車場敷地を設けておりましたが、事業が拡大するにつれスタッフや車両が増加し、現在は代表取締役も含め4人の従業員と、トラックが4台、ユンボが2台になり、現在の駐車場では手狭になって参りました。事業が大きくなってきましたので本社及びその周辺で腰を据えて事業を運営していきたいと、また弥富インターからも近い

	ため各方面へ移動するのも非常に便利な場所です。そんな中、申請地の所有者様が土地を貸してもよいと言ってくれました。申請地は本社から 30m ほどの位置にあり広さも現在の 2 倍以上ありますので弊社にとってはまさに理想的な土地です。また近くには集落があり周辺農地へ与える影響も最小限に抑えられると考えられます。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。 （3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、妻子とともに実家で両親・弟と同居しています。生活サイクルの違う両親や弟にいつまで甘えてるわけにはいかないので、自分たちで住宅を建築することを考え始めました。両親に相談したところ、祖父所有の申出地に建築してはどうかと勧められました。申請地は私の勤務先にも近く、通勤に便利だけでなく、子育て・生活の利便性にも整った環境であることは十分認識しております。 （4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、元赤目町を中心に二子町・江西町・立石町で農業を営んでおります。昨年、必要最小規模で農業用倉庫を建築しましたが、すべての耕作機械や資材が想定通りに収まりきらず、やむを得ず自宅にも保管しております。しかし、耕作時の効率が非常に悪く、同等規模の倉庫をもう一棟建てたいと考えました。申請地は耕作地の中ほどに位置し、昨年建築した倉庫の隣接となるため、拠点を一か所に集めることにより耕作の効率化を図ることができるものと考え選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、農業用倉庫を建築する計画です。 （6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、結婚後、夫と子供と愛西市内のアパートに住んでおります。仕事と相まってとても忙しく、両親や祖父母に手助けをしてもらわないといけない状況を父や母が心配し、本家近くに住むようにアドバイスをしてくれ、夫の同意も得られました。申請地は閑静で本家からも近く、兄の分家住宅も近くにあり、友人もたくさんいて、将来は父母たちのケアをしながら考えると私にとっては住みやすい場所です。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。 以上、5 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 1 番から 4 番、6 番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
佐野委員	申請番号 1 番の太陽光についてですが、譲受人が法人のため、非営農型の太陽

	光発電での転用でよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
佐野委員	関連したことになりますが、太陽光について、許可後計画どおりに設置されていないなかったり、営農型について営農がされていない事例等がありますでしょうか。
事務局	営農型については戸倉町地内に一ヵ所設置されており、毎年の実績報告書で、単収の８割以上を確保していると報告を受けております。ただし、全国的にはパネル下の営農に支障がでており、単収の８割を確保できていない実例が多くある状況でございます。 また、基本的に、転用許可後に完了報告を提出してもらう必要があるため、転用目的以外になるということはないと思っております。
会長	この申請については、土地は整地のみで砂利敷き等はするのでしょうか。
事務局	砕石を敷き、草の管理等も責任をもってすると申請書に記載があります。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請１番から４番、６番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第２９号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 １件について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(１番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) 以上、１件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われれます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２９号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	願出者について、中間管理機構を通して農地を貸していると思いますが、現在

事務局	の納税猶予の制度について詳細を教えてください。 納税猶予の制度については、自作で農地を営農していく場合か、特定貸付といって、バンク法による農地中間管理機構を転貸した利用権設定および旧経営基盤強化法による相対の利用権設定をした場合でも納税猶予を受けることができます。今回の申請は、対象地 24 筆のうち 14 筆が農地中間管理機構を転貸した特定貸付による納税猶予になります。
会長	ありがとうございました。 そのほか、宜しいでしょうか。 それでは議案第 29 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。 続きまして、決定第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 18 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号 1 番から 18 番、全体筆数は 251 筆、面積は 204,191.28 m²です。1 番から 18 番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、18 名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和 6 年 12 月 6 日、愛知県農業振興基金同意は令和 6 年 12 月 6 日、公告年月日は令和 6 年 12 月 27 日、契約開始年月日は令和 7 年 1 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第 9 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名・申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。 (専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。 続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、10件の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地改良届出書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、

	面積、埋立期間、備考を朗読説明）以上、２件の届出を受理いたしました。
会長	只今、報告　２件　についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
佐野委員	農地改良届出書について、わざわざ土を搬入し、畑で蔬菜を作付けする計画だと思いますが、近隣の市町村で農地に土をいれると言って、数十メートルの高さの盛土をされたという事例もあります。その現場を確認したことがありますが、とても悲惨な状況です。そういった心配は大丈夫でしょうか。
事務局	現在、市内で問題となっているところはなく、畑として活用してもらっている場所がほとんどでございます。
会長	そのほか、宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、１２月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了　午前９時３８分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号7番委員 加 藤 丈 晴

議事録署名者
議席番号9番委員 鈴 木 裕 美